個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	セーフティネット保証認定申請者一覧表	
行政機関等の名称	江南市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済環境部商工観光課	
個人情報ファイルの利用目的	セーフティネット保証認定事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	①氏名 ②住所 ③事業所住所 ④屋号 ⑤法人名 ⑥売上減少率 ⑦取扱金融機関 ⑧ ⑨ ⑩	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
記録範囲	セーフティネットの認定申請者	
記録情報の収集方法	本人又は受任者からの認定申請書	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）江南市経済環境部商工観光課	
	（所在地）江南市赤童子町大堀90番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）―	
	（所在地）―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）―	
	（所在地）―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市内事業所景況等調査集計表	
行政機関等の名称	江南市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済環境部商工観光課	
個人情報ファイルの利用目的	市内事業所景況等調査の集計結果を管理するために利用する。	
記録項目	①事業所名 ②業種 ③主な取扱品目 ④従業員数 ⑤年間売上規模 ⑥当期の経営実績 ⑦現在の経営状況 ⑧来季の見通し ⑨償却資産取得予定 ⑩	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
記録範囲	市内事業所景況等調査の回答者	
記録情報の収集方法	本人からの調査票	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）江南市経済環境部商工観光課	
	（所在地）江南市赤童子町大堀90番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）―	
	（所在地）―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）―	
	（所在地）―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金申請者一覧表	
行政機関等の名称	江南市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済環境部商工観光課	
個人情報ファイルの利用目的	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	①法人名（屋号） ②代表者氏名 ③電話番号 ④住所 ⑤事業用エネルギー使用料 ⑥口座情報 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
記録範囲	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの交付申請書	
要配慮個人情報	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）江南市経済環境部商工観光課	
	（所在地）江南市赤童子町大堀90番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）－	
	（所在地）－	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）－	
	（所在地）－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		